

# 「浄化槽工事業の登録」・「特例浄化槽工事業の届出」について

平成28年4月1日改定

浄化槽工事業を営もうとする場合は、請負金額に関わらず浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

ただし、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業）を有している場合には、浄化槽工事業の登録に代えて特例浄化槽工事業の届出が必要です。

## ○ 浄化槽工事業の登録について

### 1 登録の要件

浄化槽工事業の登録を受けるためには、登録申請者が下記の登録拒否事由に該当していないことが必要です。また、申請書もしくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があるとき、重要な事実の記載が欠けているときは登録できません。

- ①浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②浄化槽法第32条第2項の規定により浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- ③浄化槽工事業者で法人であるものが浄化槽法第32条第2項の規定により浄化槽工事業の登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ④浄化槽法第32条第2項の規定により浄化槽工事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記①～⑤、下記⑦のいずれかに該当するもの
- ⑦法人でその役員のうち上記①～⑥のいずれかに該当する者があるもの
- ⑧浄化槽法第29条第1項に規定する要件を欠く者（営業所ごとに浄化槽設備士を配置していない者）
- ⑨暴力団員等がその事業活動を支配する者

### 2 登録の手続き

登録申請に必要な提出書類、提出先等については下記のとおりです。

#### 【提出書類】

①登録申請書（様式第1号）
②誓約書（様式第2号）
③営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（各営業所1名）の浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
④登録申請者の調書（様式第3号） ※法人の場合は役員全員の分
⑤浄化槽設備士の調書（様式第4号） ※他県の営業所の分も含む
⑥浄化槽設備士の住民票の抄本
⑦申請者が法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は事業主の住民票の抄本

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額

の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）を含みます

※相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）については、「登録申請者の調書」における「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印も不要です

【提出先・部数】

①奈良県内に営業所を設置している場合

提出先・・・営業所の所在地を管轄する土木事務所（「建設業許可申請の手引き」を参照してください）

提出部数・・・正本1部、写し1部、申請者控1部 計3部

②奈良県内に営業所を設置していない場合

（県外業者の方が奈良県内で浄化槽工事を行う場合）

提出先・・・建設業・契約管理課（奈良市登大路町30番地）

提出部数・・・正本1部、申請者控1部 計2部

【登録手数料】（奈良県証紙で納入してください）

新規登録・・・33,000円

更新登録・・・26,000円

### 3 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。引き続き浄化槽工事業を行う場合には、登録有効期間の満了する30日前までに、登録更新の申請を行ってください。

### 4 変更届の提出

登録事項に変更が生じた場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を届け出なければなりません。

**変更届出書（様式第7号）**に加えて、変更する事項に応じて下記の添付書類を提出してください。

変更する事項	添付書類
氏名又は名称、住所	個人 住民票抄本
	法人 商業登記簿謄本
代表者の氏名（法人の場合のみ）	商業登記簿謄本
営業所の名称及び所在地	個人 なし
	法人 商業登記の変更を必要とする場合には商業登記簿謄本
役員の氏名（法人の場合のみ）	商業登記簿謄本 ※商業登記の変更が必要となる場合のみ ※新たに役員となる者がある場合には、誓約書（様式第2号）及び当該役員の調書（様式第3号）
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の ① 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ② 調書（様式第4号） ③ 住民票抄本

## 5 廃業等の届出

登録期間中、浄化槽工事業を廃止した場合は、30日以内に下記のとおり「**浄化槽工事業廃業等届出書**」を提出してください。

廃業等の理由	廃業届を提出する者
登録を受けた個人が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	消滅した法人を代表する役員
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併又は破産以外の理由で解散した場合	清算人
登録を受けた都道府県で浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は法人の役員

## 6 建設業許可を取得した場合の届出

登録期間中に新たに建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれか）を取得した場合には、浄化槽工事業の登録は失効します。  
この場合、特例浄化槽工事業の届出が必要となりますので、ご注意ください。

# ○ 特例浄化槽工事業の届出について

## 1 届出の手続き

特例浄化槽工事業の届出については、下記の書類を提出してください。

①特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）
②建設業許可通知書の写し又は許可証明書
③営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し
⑤浄化槽設備士の調書（様式第4号）
⑥浄化槽設備士の住民票の抄本

### 【提出先・部数】

#### ①奈良県内に営業所を設置している場合

提出先・・・営業所の所在地を管轄する土木事務所（「建設業許可申請の手引き」を参照してください）

提出部数・・・正本1部、写し1部、申請者控1部 計3部

#### ②奈良県内に営業所を設置していない場合

（県外業者の方が奈良県内で浄化槽工事を行う場合）

提出先・・・建設業・契約管理課（奈良市登大路町30番地）

提出部数・・・正本1部、申請者控1部 計2部

## 2 有効期間・手数料

届出の有効期間は、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれか）を取得している期間です。

届出に係る手数料は不要です。

### 3 変更届の提出

届出事項に変更が生じた場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を届け出す必要があります。

**変更届出書（様式第12号）**に加えて、変更する事項に応じて下記の添付書類を提出してください。

変更する事項	添付書類
氏名又は名称、住所	なし
代表者の氏名（法人の場合のみ）	なし
建設業許可の業種、許可番号、許可年月日	許可通知書の写し又は許可証明書の写し
営業所の名称及び所在地	なし
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の ① 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ② 調書（様式第4号） ③ 住民票抄本

※建設業許可の有効期間は5年間です。更新許可された場合にも変更届の提出が必要です。ご注意ください。

《例》

変更前	変更後
奈良県知事許可（般-23）第〇〇〇号	奈良県知事許可（般-28）第〇〇〇号

### 4 廃業届の提出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なく「**特例浄化槽工事業廃業届出書**」を提出してください。